

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	保護施設事務費負担金		担当部局庁	社会・援護局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和6年度		担当課室	保護課	古川夏樹			
会計区分	一般会計		施策名	I-1-2 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	生活保護法(昭和25年法律第144号) 第75条第1項第1号		関係する計 画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に基づき、救護施設等の保護施設に被保護者を入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を助長すること目的としている。							
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救護施設 … 身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う。 ○ 更生施設 … 身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う。 ○ 授産施設 … 身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する。 ○ 宿所提供施設 … 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う。 							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予 算 の 状 況	当初予算	27,621	27,338	27,645	28,246	27,984	
		補正予算	▲ 480					
		繰越し等						
		計	27,141	27,338	27,645	28,246	27,984	
		執行額	27,141	27,338	27,645			
	執行率(%)	100.0%	100.0%	100.0%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	保護施設事務費負担金については、被保護者を施設に入所又は通所させることにより最低生活を保障するための経費であり、入所人員数などについて目標値を定めることは適切ではないため、定量的な成果目標等を設定することは困難である。		成果実績					
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	救護施設入所者数 平成24年4月時点(17,132人)		活動実績 (当初見込み)	人	17,263	17,375 17,436	- 17,285	- 17,132
単位当たり コスト	救護施設一般事務費単価 (※入所定員100人施設の場合) 143,400円/入所者一人当たりの月額		算出根拠	人件費 134,000円 管理費 9,400円 合計 143,400円				
平成 24 ・ 25 年 度 予 算 内 訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	保護施設事務費負担金	28,246	27,984	保護施設の直近の施設数や定員数・利用者数を反映				
				入所している要援護者の地域生活への移行や、地域社会で生活する要援護者への				
				など、保護施設の機能を生かして地域社会を支援など、保護施設の機能の向上を				
				改善できる点は適宜改善を行っている。				
	計	28,246	27,984					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	生活保護制度は、最後のセーフティーネットとして、真に支援が必要な人に最低限度の生活を保障するものであり、国民のニーズが高く、優先度が高い事業である。保護施設についても生活保護法に基づき行うものであり、国民のニーズが高く、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	生活保護制度は、最後のセーフティーネットとして、真に支援が必要な人に最低限度の生活を保障するものであり、国が行うことが適当な事業である。保護施設についても生活保護法に基づき行うものであり、国が行うことが適当な事業である。
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	施設事務費の単価については、国家公務員の給与体系に準拠しているため、毎年度の人事院勧告による国家公務員の給与改定を反映させる等、当該単価水準を適切に定めている。
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	保護施設に入所している要保護者に対する支援を行うという生活保護法の目的に基づき支出しており、当該費目の使途は妥当である。
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	活動実績は見込みに見合ったものとなっている。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	保護施設については、入所者に対する着実な支援や、施設の機能を生かし地域社会への支援を行う等、精神障害者の地域移行に向けた取組を行っている。	
点検結果	保護施設においては、入所している要保護者に対する着実な支援に加え、入所者の地域生活への移行や、地域社会で生活する要援護者への支援など、保護施設の機能を生かして地域社会を支援しており、目的や予算の状況等含めて、適正に事業が行われている。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本経費は生活保護法に基づき、救護施設等の保護施設に被保護者を入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障を図るための必要な経費であり、引き続き必要な予算規模を維持すべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	—		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	422	平成23年行政事業レビュー	381

厚生労働省 27,338百万円

※ 平成22年度実績

〔 保護施設に関する基本的な政策の企画、立案及び推進 〕



【補助】

A 都道府県・市及び福祉事務所を
設置する町村(886) 27,338百万円

〔 措置入所の決定、保護施設の運営 〕



保護施設(312) 27,338百万円

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.大阪市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
扶助費	保護施設における生活扶助等の現物 給付	2,822			
計		2,822	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	大阪市	保護施設における生活扶助等の現物給付	2,822		—
2	横浜市	保護施設における生活扶助等の現物給付	784		—
3	長野県	保護施設における生活扶助等の現物給付	458		—
4	神戸市	保護施設における生活扶助等の現物給付	437		—
5	浜松市	保護施設における生活扶助等の現物給付	408		—
6	北海道	保護施設における生活扶助等の現物給付	333		—
7	福島県	保護施設における生活扶助等の現物給付	318		—
8	函館市	保護施設における生活扶助等の現物給付	300		—
9	札幌市	保護施設における生活扶助等の現物給付	298		—
10	名古屋市	保護施設における生活扶助等の現物給付	291		—